千葉県 公安委員会 殿

資料区分	11		受理年月日	3. 昭和 4. 平成 年 月 日
受理警察署	1 1	署)		
許可証番号			許可年月日	3. 昭和 4. 平成 年 月 日

古物市場主 市切申請書

古物営業法第5条第1項の規定により許可を申請します。

年 月 日申請者の氏名又は名称及び住所

県市

0

許	可の種類	①. 古物商 2. 古物市場主
氏名	る 又は名称	(フリガナ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
法人	、等の種別	①. 株式会社 2. 有限会社 3. 合名会社 4. 合資会社 5. その他法人 6. 個人
生	年 月 日	西暦 明治 大正 昭和 平成 年 月 日 0 1 2 3 4 ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! !
		が 道 の 所 息 の 町 村
住所	f 又は居所	0 本(国)籍 (本) 電話 () 一 番
行	商をしようとする	る者であるかどうかの別 ①. する 2. しない
扱は	として 取り おうとする 物 の 区 分	① 美術品類 02 衣 類 03 時計・宝飾品類 04 自 動 車 05 自動二輪車・原付 06 自転車類 07 写真機類 08 事務機器類 09 機械工具類 10 道 具 類 11 皮革・ゴム製品類 12 書 籍 13 金 券 類 (いずれか1つに○を付けること)
	種 別	1. 代表者 2. 役 員 3. 法定代理人
代	氏 名	(フリガナ) (漢字) 0
表	生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 年 月 日 0 1 2 3 4 i i i i i
者		0 都 道 0 市 区 府 県 町 村
等	住 所	0 本(国)籍 () — 番

- 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

資料区分	12		受 理 年 月 日 3. 昭和 4. 平成 年 月 1
受理警察署		署)	許 可 の 種 類 1. 古物商 2. 古物市場主
許可証番号	!!!		許 可 年 月 日 3. 昭和 4. 平成 年 月 月 1

	種 別	1. 代表者 2. 役 員 3. 法定代理人
代	rr b	(フリガナ)
	氏 名	(漢字)
表	生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 年 月 日
- 1 √.	1 年 月 日	
者		都 道 市 区 府 県 町 村
等	住 所	
		本(国)籍 (本 電話 () - 番
	種 別	1. 代表者 2. 役 員 3. 法定代理人
代		(フリガナ)
, ,	氏 名	(漢字)
表		
	生年月日	0 1 2 3 4 1 1 1
者		都 道 市 区
等	 住 所	所 県
守		本(国)籍 ()
	種別	電話 (k) − 番 1. 代表者 2. 役 員 3. 法定代理人
115	1里 万寸	(フリガナ) 1 1 1 1 1 1 1 1 1
代	氏 名	
#		(漢字)
表	生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 年 月 日
者		0 1 2 3 4
ı		前 道
等	住 所	
		本(国)籍 (本(国)籍 (本(国) 本 (国) 本 (国) 本 (国) 本 (国) 本 (国) 本 (国) 和

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

資料区分	13		受理年月日	3. 昭和 4. 平成 年 月 日
受理警察署	1 1 1	署)	許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主
許可証番号			許可年月日	3. 昭和 4. 平成 年 月 月 日
所 轄 警 察 署		(署)	営業所等整理番号	

	形	態	①. 営業所あり 2. 営業所なし 3. 古物市場
営	名	称	(フリガナ) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
業			(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。)
			都 道
	所	在 地	府。
所			
			電話() 一 番
•			01 美 術 品 類 02 衣 類 03 時計·宝飾品類 04 自 動 車 05 自動二輪車·原付
	工 取り)扱う の区分	06 自転車類 07 写真機類 08 事務機器類 09 機械工具類 10 道 具 類
古	<u>п</u> .103	V) E),	11 皮革・ゴム製品類 12 書 籍 13 金 券 類
			(フリガナ)
ıl.Z.	kaka	氏 名	(漢 字) 0
物	管		
		生年	西暦 明治 大正 昭和 平成 年 月 日
市	理	月日	
			都 道 0
	-1-4	△ ⇒	の 所
場	者	住 所	(国)籍(
			電話(一)一番

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

自 動	通 信 公 衆 る 方	送 信	により	公 衆	の関	覧に	1. 月	引いる	(②. 用い	ない	
				送	信	元 誰	哉 別	符	号			

- 1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 2 送信元識別符号の英字は、点線を参考にして、活字体で記入すること。
- 3 送信元識別符号のうち誤読されやすいものには、適宜ふりがなをふること。

略歷書

(フリガナ)											()				 	 						
氏		名									()											
住		所										電記	活	()	_	番		顏	写	至 真	Į	
本		籍		0																			
生	年	月日					白	F	0	月	0	F											
		期			間							内					容	ξ					
	自		2	年	2	月	2																
	_			年	2	月																	
		平成		年		月																	2
	主	平成		年		月																	_
職	自云	平成		年		月																	
		平成		年		月																	
		平成		年		月																	
		平成		年		月																	
歴		平成		年		月																	
	主	平成		年		月																	
	自	平成		年		月																	
		平成		年		月																	
等		平成		年		月																	
		平成		年		月																	
		平成		年		月																	
		平成		年		月																	
		平成		年		月																	
		平成		年		月																	
同居の	か家	族			2																		
賞罰等	— 等				2																		
古物	商を	始める動	動楔	Ź	2																		
	上記のとおり相違ありません。																						
		平成		年	Ē		月			日		氏	:	名								E	j)

(記載上の注意)

- 1. 古物営業等に従事した経歴又は行政処分歴の有無があれば詳しく記載して下さい。
- 2. 略歴は最近5年間について記載して下さい。
- 3. その他の欄には、古物商を始める経緯(動機)を簡記して下さい。

誓 約 書

私は、	古物営業法第4条に掲げる	
12101		

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で、復権を得ないもの
- 2 禁固以上の刑に処せられ、又は第31条に規定する罪若しくは刑法(明治40年法律第45条号)第247条、第254条若しくは第256条第2項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して5年を経過していない者
- 3 住居の定まらない者
- 4 第24条の規定によりその古物営業の許可を取消され、当該取消の日から起算して5年を経過していない者(許可を取消された者が法人である場合においては当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該取消しの日から起算して5年を経過していない者を含む)
- 5 第24条の規定による許可の取消しに関する聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しを する日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第8条第1項第1号の規定する許可証の 返納をした者(古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く)で当該返納の日から起算して5 年を経過しない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日

千葉県 公安委員会 殿

住 所

氏 名

(EII)